7.バイオビジネスと知的財産

いわゆるポストゲノム時代の医学研究においては、遺伝子情報をはじめとするさまざまな情報が知的財産として扱われることが多くなってきている。バイオビジネスという、雑誌まで出ている領域では、ゲノム創薬やオーダーメイド医療などの最先端の研究をめぐって、他社、他国に乗り遅れるなといった論調がめだつ。これはたんに学者個人の学問的競争につきるものではなく、経済的、あるいは国家間の競争へとつながっている。

2001 年の 5 月に、二人の日本人研究者が「経済スパイ法」違反で米国連邦地検に告発された事件を覚えておられるだろうか。この経済スパイ法というのは、米国の企業のもつ秘密を外国の政府や会社に流すことを禁じるものであり、その発想自体は、いわゆる産業スパイ防止法として目新しいものではない。しかし、96 年に制定された同法は、最高刑として禁固 15 年、罰金 50 万ドルを定めた、よりきびしいものになっている。これは、米国政府が国内企業の知的財産を強力に保護し、経済的な国際競争力を向上させることをねらったものであり、明らかにITやバイオといった先端領域の研究をターゲットにしている。

事件は、オハイオ州クリーブランドにある民間の非営利の研究所に勤務していた日本人研究者が、日本の特殊法人である理化学研究所に就職する際に、アルツハイマー病に関する遺伝子試料を無断で持ち帰ったというもので、この研究者は、これを幇助したとされるカンザス州立大学の日本人助教授とともに起訴され、現在公判中である。この事件には藪の中的な要素が多く、詳細はつまびらかではないが、容疑者の帰国後の就職先が、準国立機関である特殊法人であったことが大きな要素になっていることは疑いない。

一般に基礎科学の領域では、非営利の研究の場合、研究者がお互いの研究の向上のために試料を融通しあうということはしばしばあった。しかも、今回持ち出された試料は、特に貴重なものではなく、どこでも作成可能なものであったという説もある。にもかかわらず、FBI をはじめとする米国司法当局は、この事件に強硬に関与しようとしてきた。こうしたことから、これをもって新しい日米ハイテク摩擦と位置づけ、日本も同様の国際競争力を獲得すべきであると論じるむきもあるが、ほんとうの問題はそこにあるのだろうか。

今回は、遺伝子試料という有体物が問題となったが、もちろん実験データなどの無体情報も対象になるのは間違いない。しかし、そうした試料、情報というものは、そもそも誰のものなのだろうか。万能細胞として現在話題になっている胚性幹細胞（ES 細胞)の例で考えてみよう。ES 細胞は、従来なら廃棄されていた余剰胚（体外授精によって複数作成された胚のうち、実際に着床させずに余った胚）を利用して作られる。この場合、胚にとっての親は、樹立された ES 細胞に関する一切の経済的権利を、インフォームド・コンセントを経た上で放棄することになっている。これは遺伝子解析においても同じである。もちろんこれは、知的財産権が研究者の学問的営為によって生じるものであって、たんなる試料や情報の提供だけではそうした権利は発生しないという、ごくあたりまえの理由による。

だが、それがたんに研究者の業績となるにとどまらず、バイオビジネスとして巨額の利益を生み出すようになればどうだろうか。ES 細胞の場合、米国のジェロン社が多くの特許をすでに取得しており、将来的に巨額の利益をあげるであろうといわれている。日本で「国産」ES 細胞の樹立が急がれたのも、この高額の特許料支払いを回避するためであるという理由がある。さて、胚を提供した人は、それを見てどう思う

だろうか。私は医学の発展と人類の幸福のために無償で提供したのに、それを一私企業の利潤追求の手段に利用されるのはけしからん、と思う人もいるだろう。また、それだけの利益があがるのだったら、提供者の私にも少しくらいは利益を還元してくれればいいのにと思う人がいても不思議ではない。

もちろん、前者の考えがより「健全」であり、それは人類全体の福祉につながるような試料や情報は人類の共有財産であって、特許のような排他的独占権を認めるべきではないという崇高な理想ともつながるだろう。しかし、現実問題として後者のような例が出てくることは十分考えられる。ES 細胞を用いた研究をする国、その ES 細胞を樹立した国、そしてその元になった胚が採取された国が、それぞれ異なるということはしばしばある。これは、ヒト胚を利用した研究に関する法律がそれぞれの国によって異なるという理由もあるのだが、それ以外に、第三世界の貧困な国民が、一方的に試料を提供する立場に追い込まれるのではないかという危惧も残るのである。実際、ある新薬の治験が第三世界の国でのみ実施されたという出来事が議論をまきおこしたこともあった。きちんと整備された倫理基準をもたない機関から出た試料や情報は、原則として使用すべきではないという。国際化する科学研究においては、複数の国の複数の研究機関が共同研究（あるいはもう少し緩やかな連携）を行うことが常態化している。その場合、自分の相手の機関や国が、どのような倫理基準や法規をもっているかを知っておくことは、たんに訴訟騒ぎを避けるということ以上に重要になるのである。 (2002 年 2 月)